

【参考】

196-衆-予算委員会-8号 平成30年02月08日（抜粋）

○國重分科員 （略）これまで御質問させていただきましたのは遺留金の処理の問題でありましたけれども、この背景には高齢者の社会的孤立の問題もあるわけでありまして。それを助長する一因でもある問題として、耳が聞こえづらい難聴について、最後に質問をさせていただきます。

難聴、とりわけ、障害には至らないけれども聞こえづらいという方への支援というのは、これまで踏み込みが浅くて十分光が当たってまいりませんでした。これに私は少々危機感を覚えまして、これまで私、厚生労働委員会を希望してもなかなか所属できなかったんですけれども、所属したことはありませんけれども、予算委員会の分科会などで、機会あるごとに繰り返し繰り返し、この施策の充実を訴えてまいりました。

日本には、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚の障害者が約三十六万人います。しかし、実は、日本の聴力障害を理由とする障害認定の基準は世界的に見て結構ハードルが高くて、WHOの基準では、補聴器が必要とされているレベル、耳元で大きな声で話さないと聞こえないレベルの方というのは、これは数多くいらっしゃいます。

二〇一五年に一般社団法人日本補聴器工業会が中心となって行った調査によりますと、日本人の割以上、およそ一・五%が難聴の自覚があるということでありました。また、難聴と推定される人の約半数はそもそも聞こえの不調の自覚がないとのデータもあることから、実際にはもっともっと多くの方が潜在的な難聴者であるというふうにも思われます。

私は、これまでの質問の中で、まずは実態把握をして、その上で適切な施策を講じてほしいと訴えてまいりました。その結果、平成二十八年実施の生活のしづらさ調査において、サンプル調査ではありますけれども、初めてその実態を把握しようとの試みがされたとの報告も受けております。

これは大きな一歩であると評価をしておりますけれども、これまで、こうした方々の数も把握されていなければ、施策も講じられてこなかったわけでありまして。これは、はっきり言って、縦割り行政の弊害だと思えます。

先ほどの遺留金の問題も、私、去年でも省庁を呼んで議論をいたしましたし、今回のこの予算委員会の質疑をするに当たっても省庁を呼んでいろいろディスカッションをいたしましたけれども、どうしてもやはり押しつけ合いというか、縦割り行政の弊害というものをそのとき感じました。

聴覚障害では障害担当、また子供の難聴は子供、高齢者は高齢者と、それぞれの部局でこれまでは完結していたので、その射程から抜け落ちている人を把握する目が、必要性が失われていたわけでありまして。

難聴の問題は、医療、保健、福祉などの関係部局がしっかりと連携していくことが大切であります。私は、昨年の予算委員会の分科会においてもこの点を指摘したわけでありまして、厚労省として、その後どのように取り組んできたのか、また今後どう取り組んでいくおつもりなのか、加藤厚生労働大臣にお伺いします。

○加藤国務大臣 昨年二月の予算委の分科会で、國重委員から今の御指摘を頂戴したところでございます。

今御指摘にありましたように、難聴、特に、高齢者の場合、耳が聞こえなくなってくるとどうしても外に出にくくなるとか、やはりいろいろな意味での弊害もございます。それから、難聴には、予防が可能なもの、あるいは早期の治療が必要なもの、こういった種々なものがございますので、それぞれ適切な治療をしていく、あるいは適切な対応をしていくということが必要だと思っております。

今、難聴の早期発見、早期治療の重要性についての周知については、ホームページで、そうしたことを普及啓発するべく、三十年度予算案にも盛り込んでそれを実行したいと思っておりますし、また、子供の難聴対策は特に大事でありまして、全ての新生児が新生児聴覚スクリーニングを受けられるように、市町村等に対しても通知も行ったところでもございますし、また今年度からは、都道府県で、市町村関係者や医療機関等で構成されている協議会、ここにおいて、新たに、検査の受診状況の把握、分析、研修や普及啓発などを行う新生児聴覚検査体制整備事業、これも行うこととさせていただいております。

その上で、厚生労働省の中においても、障害部局のみならず、老健部局あるいは保健部局とか多岐にわたっているわけでありまして、そういった意味で、ある意味では対応が縦割りの中のはざまに落ち込まないように、こういう御指摘もいただきました。

課長クラスを構成員とする難聴への対応に関する省内連絡会議を早速昨年七月設置をし、昨年の九月には第一回の会合も行い、関係部局で現状や課題、そして円滑な意思疎通を図っていくことを申合せさせていただいたところでございます。

そういったことも踏まえて、平成三十年度予算では、難聴の早期発見等に関する普及啓発を行うとともに、障害福祉サービス等報酬改定においては、言語聴覚士の、専門職員を加算した障害児の通所事業所に対し加算を引き上げることにより難聴の子供の療育を充実させる、あるいは難聴の方への支援についての調査研究なども盛り込んでいるところでありますので、引き続き、それぞれの部局が連携して、この問題に遺漏なきよう取り組ませていただきたいと思います。

○國重委員 ありがとうございます。

重要な前進だと思います。今後も、これを足がかりにしてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

きょう取り上げた遺留金の問題も難聴の問題も、一つの省庁とか一つの部局で完結する問題ではなくて、政府内での連携が重要でございます。肝になります。関係省庁、部局は、前向きに、責任感を持って取り組んでいただくことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

(以上)

【参考】

208-衆-予算委員会第5分科会 令和04年02月16日（抜粋）

○國重分科員 おはようございます。公明党の國重徹です。

一年に一度の予算委員会の分科会。私は八年前からこの分科会で定期的に難聴をテーマに取り上げてきました。質疑をしてそれで終わりじゃなくて、そこで訴えたこと、また取組がきちんと進んでいるのかということについて、粘り強く、またしつこく追っていくのが私の一つの特性でありまして、そういった観点から、今日は、障害に至らない難聴、そして難聴の子供に対する支援をテーマに取り上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

認知症における最大の予防可能なリスク要因が難聴である、このことについて、イギリスの医学誌ランセットの国際委員会が、二〇一七年、二〇二〇年の二度にわたり指摘をしております。このランセット、世界で最も権威のある医学誌とも言われております。

この難聴と認知症との関係、五年前に行った私の質疑に対しまして、厚労省は、現在研究を行っているところで、今後エビデンスを蓄積して実態把握に努めていきたい旨、答弁をされております。

そこで、その後、この研究はどのように進んでいるのか。難聴と認知症との関係、補聴器の使用が認知機能に及ぼす影響について、どのように把握されているのか、お伺いいたします。

○土生政府参考人 お答えいたします。

難聴と認知機能低下の関係性につきましては、今先生から御紹介がございましたとおり、英国医学誌ランセットで、難聴が予防可能な認知症危険因子の一つとして指摘されております。

我が国におきましても、平成三十年度から令和元年度にかけまして、日本医療研究開発機構による認知症研究開発事業におきまして、難聴障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究が国立長寿医療研究センターにより実施されまして、一定の相関関係が確認されているところでございます。

しかしながら、難聴になった結果として認知症になるのかといった因果関係については、当該事業期間中には研究結果を得ることに至らなかったということでございます。

このため、令和二年度以降も、引き続き、国立長寿医療研究センターにおきまして、インハウス研究といたしまして、難聴者を二群に分けた、補聴器の装着の有無による認知症の発症率の差に関する研究が継続されているところでございまして、令和四年度を目途に研究結果が取りまとめられ、その後、公表される予定となっているところでございます。

○國重分科員 難聴と認知症との関係、相関関係はあるんだけど、因果関係については引き続き研究中である、令和四年度中に取りまとめがなされるという旨の答弁だったと思います。注視をしていきたいと思います。

その上で、難聴になれば、当然、生活に様々な支障、影響が生じます。コミュニケーション

ョンがこれまで以上に取りづらくなって閉じこもりがちになったり、また、社会的孤立やうつを引き起こす要因にもなり得ます。

内耳の内部で、音の振動を電気信号に変えて脳に伝える役割をしている有毛細胞、この有毛細胞は一度壊れてしまうと元に戻ることはできません。だからこそ、事前の予防が大事になります。

例えば、騒音への暴露は有毛細胞に障害を引き起こすために、若いときから注意をしないといけません。

二〇一五年、WHOは、世界中で十一億人もの若者が将来難聴になる危険があると警鐘を鳴らすとともに、音楽プレーヤーを使用する場合、適切な音量での連続使用は一時間以内とすること、定期的に聴力のチェックを行うことを推奨しております。

私とのこれまでの分科会のやり取りの中で、厚労省は、難聴予防に関する啓発についてもしっかりと進めていく、このように述べられております。

具体的にどのように啓発活動をしているのかということで、これは事前に確認をさせていただきました。e-ヘルスネットという健康情報サイトで普及啓発を行っているということでしたので、私も見させていただきました。

確かに、突発性難聴とかヘッドホン難聴、こういうことについては分かりやすく記述をされておりますけれども、一方で、そのサイトの存在自体知らない人が多くて、普及啓発の方法としては余り効果的じゃないんじゃないかというのが私の正直な実感であります。

そこで、例えば、いろいろなやり方はあると思うんです。音楽関係の事業者等と連携をして、もっと多くの方が目にしやすい、例えばアプリとかもあるでしょうし、いろいろなやり方はあると思いますけれども、そういったところで難聴予防の正確、適切な情報提供をしていくこと。また、騒音の暴露から耳を守るために、関係省庁と連携をして、難聴になりにくい環境整備、普及啓発、情報の提供だけじゃなくて、騒音の暴露から耳を守る、そういう環境整備をしていくこと。こういったことなど、厚労省の外との連携も図りながら、これまでとは違った角度、視点で取組を進めていく必要もあると考えますが、これに関する見解をお伺いします。

○佐原政府参考人 お答えいたします。

予防可能な難聴には騒音性難聴や音響性難聴がありますけれども、ヘッドホン、イヤホンなどを利用する方が増加するにつれて、音響性難聴を予防するための周知啓発の重要性が増していると認識しております。

このため、厚生労働省では、今御指摘もありましたWHOと国際電気通信連合、ITUの騒音性難聴に関する報告書であるメイク・リスニング・セーフ等の啓発活動の内容も参考にしつつ、健康情報を提供するウェブサイトであるe-ヘルスネットにおいて騒音性難聴に関する情報を掲載し、周知啓発を行っているところでございます。

ただ一方で、御指摘のように、e-ヘルスネットは、周知可能な対象が健康に関心のある方など、自らホームページにアクセスをする方に限られるという課題があると認識しております。

今後、より効果的な啓発方法や、ヘッドホン等の利用者に対する注意喚起の在り方につ

きましては、今御提案いただいたことも含めまして、関係省庁とも連携しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○國重分科員 是非よろしく申し上げます。

私、公明党の、インターネット上の誹謗中傷、人権侵害に対する検討プロジェクトチームの座長をしまして、例えば、ネット上の誹謗中傷に関して、どうやってそういうものから被害者を守っていくのかということ、昨年、プロバイダー責任制限法の改正案が成立しまして、匿名の投稿者、人を傷つける投稿をした匿名の投稿者を、より迅速に特定しやすくなる、そういった法律が成立しました。

だけれども、それだけだと被害者を守れないわけです。そこで、プロバイダー事業者と総務省、法務省等が連携して、しっかりと、自主的な取組として、そういった誹謗中傷等のコメントがあった場合には適切に、迅速に削除をする、そういった取組も進めていただいております。

今言ったこととパラレルに考えることはできませんけれども、しっかりと様々な外部の方たちとも連携を取りながら、是非取組を進めていただきたいと思います。

次に、補聴器の使用に関して伺います。

聞こえの悪い人は、補聴器を使うことで生活の質が改善をします。補聴器の適切な使用は、社会性や感情、うつ傾向、コミュニケーションに有用であるという報告、認知機能に対する有益性を示す幾つかの研究結果も示されております。

そして、補聴器は難聴が進んでから使うんじゃなくて、できる限り早く使うことが大事だとも言われております。もっとも、日本補聴器工業会の二〇一八年の調査によりますと、難聴者で補聴器を使っている割合は、イギリス四八%、フランス四一%等に対して、日本は僅かに一四%、日本では補聴器の普及が遅れています。

補聴器を使っても、不快感や効果の実感のなさから使用をやめてしまうケースもあります。補聴器購入から二、三か月までの専門家による装用指導がその後も継続して使用するための鍵となるそうではありますが、日本ではそうしたケアが万全ではありません。

そこで、専門的見地に基づいた補聴器の販売、フィッティングと呼ばれる購入前、購入後の聞こえの調整、定期的なアフターケアなどの体制整備をより強化していくことが必要と考えます。

この点、厚労省は、平成二十八年度より、補聴器の販売者の技能向上に関する研修支援を行っています。基礎中の基礎の三時間の講座であるというふうに聞いております。専門性を磨く入口になるものとして評価をいたしますが、この研修でどの程度の成果が出ているのか。検証の上、更なる体制整備の強化に向けた取組を進めるべきと考えます。これに関する見解、今後の取組をお伺いいたします。

○伊原政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十六年に、独立行政法人国民生活センターにおきまして、補聴器の契約に関する相談が全国の消費生活センターに数多く寄せられているということが発表されまして、それを受けまして、平成二十八年度から、御指摘の補聴器の安全で効果的な使用を推進する

ために、補聴器販売者の技能向上研修事業を実施しております。

この事業では、先ほど先生から御説明ありましたように、基礎的な向上研修を三時間程度実施するとともに、その中で次のステップとなる専門的な資格である認定補聴器技能者の養成制度について御案内しております。平成二十八年度から毎年実施してまいりましたが、その後、次のステップである認定補聴器技能者の講習を受講し、認定試験に合格する者も毎年増えてきていると承知しております。現在、累計で四千三百名の方が登録されていると承知しております。

我々が実施しています基礎的スキル研修でございますけれども、令和二年度からは、コロナ禍でも受講しやすいようオンラインによる研修も進めているところでございまして、今後も着実に実施し、補聴器の販売業のきちとした運営に資するように努力していきたいと考えております。

○國重分科員 是非しっかりとした取組をよろしく申し上げます。

そして、先ほど、ちょっと付加して説明したいと思うんですけれども、ネット上の誹謗中傷のことについて、私、この場で瞬発的に話をしました。ちょっと言葉足らずのことがあったので、もう少し追加して説明させていただきますと、プロバイダー事業者は、例えば、ある人が誹謗中傷の書き込みをしようとした場合に、あなたのものはこれはちょっと誹謗中傷のコメントに当たり得ますよというようなことを、注意書きでぱっと出るようなシステムになっているところもあります。そういうことをしているプロバイダー事業者もあります。

だから、私は、例えば、音楽とかを聞く際に、アプリとかの中で、余り、一時間以上大きな音で聞くと少し危ないですよとか、何らかの注意喚起をするような、そういった表示を例えばするとか、もちろん事業者も商売がありますので、それとの関係はありますけれども、うまくそういったことも連携していただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

私とのこれまでの質疑のやり取りを踏まえて、聴覚障害者だけではなくて、聞こえづらいつ感じている難聴者も含めた実態の把握をするために、厚労省には、平成二十八年十二月実施の生活のしづらさなどに関する調査において、新たに細分化した設問を追加していただきました。一步前進の取組と評価しておりますし、感謝をしております。ありがとうございます。

その上で、この追加項目だけで果たして実際に実態を正確に把握できるのだろうかという疑問を持っております。難しいんじゃないかというのが正直な感想であります。

まず、設問項目については、これからの課題解決を見据えて、関係部局の意見を踏まえた設問にブラッシュアップをする必要があると考えます。

また、そもそもこの調査は、障害者手帳をお持ちの方に加えて、長引く病気やけがなどによって日常生活のしづらさが生じている方を調査対象に行っているものであって、対象者がかなり絞られています。これとは別に、より広く、国民生活基礎調査のような基幹調査も行うべきじゃないでしょうか。

実態把握の精度が向上するような取組を是非進めていただきたいと思いますが、これに関する見解をお伺いします。

○田原政府参考人 お答えいたします。

先ほど御指摘いただきましたように、厚生労働省におきましては、障害者手帳の所持者のほか、日常生活のしづらさが生じている方を対象に、生活のしづらさなどに関する調査を実施をしております。この調査では調査対象者の症状について質問してありまして、平成二十八年の調査からは聞こえづらさに関する項目をより具体的に聞くことといたしました。

この調査は令和四年度にも実施を予定をしております。その際には、調査対象者に占める聞こえづらさのある方の割合が適切に推計できるように全ての調査対象者に対して聞こえの状況の調査を行うなど、専門家の意見を聞きながら調査方法の改善を検討してまいりたいと考えております。また、障害の有無にかかわらず、国民全体から無作為に選ばれた方を対象といたします国民生活基礎調査、令和四年の国民生活基礎調査が予定されておりますけれども、この調査におきまして、補聴器を使用しても聞き取りにくいといった苦労はありますかという調査項目を新たに設けまして、実態を把握することを予定しております。

厚生労働省としては、今後とも、これらの調査を実施しながら、障害に至らない難聴者を含む聞こえづらさを感じている国民の実態につまましてきちんと把握してまいりたいと考えております。

○國重分科員 実態が正確、適切に把握できなければ的確な手を打つこともできませんので、是非よろしく願います。また、こういう項目をつくるに当たっては、難聴全般の課題を解決するために事前にどのような実態を把握する必要があるのか、こういった観点でも是非考えていただきたいと思えます。

ここで、後藤大臣にお伺いしたいと思えます。

五年前に、私、この分科会で、難聴、とりわけ障害に至らない難聴についてリーダーシップを取っている部署がないこと、議員会館のヒアで、当時、厚労省の関係部局の多くの皆様にお集まりいただいてやり取りをしたんですけれども、こちらがいろいろと聞いても顔を見合わせて探り合い、譲り合いで、非常にもどかしい思いをしたこと、お互いがばらばらに対応しているのでこぼれ落ちている難聴対策の課題があること、これらを包括的に扱って責任感を持って取り組むための役所内の体制整備を是非ともしていただきたいと訴えさせていただきました。

これを受けて、縦割りのはざまに落ち込まないように、課長クラスを構成員とする難聴への対応に関する省内連絡会議が、その年、平成二十九年の七月に設置をされまして、同年九月には第一回の会議が行われ、関係部局で現状や課題、円滑な意思疎通を図っていく旨の申合せがなされました。そして、これまでに四回の会議が開催されております。この連絡会議の設置、それ自体は私は高く評価をしています。

一方で、今回の質疑に当たって数年ぶりに関係部局の皆様が集まっていたいただきました。そこで、やはり私、五年前に似た印象、残念な感情を少し抱いてしまったというのが、これも正直なところであります。

つまり、省内の連絡会議ができて毎年会議は開催しているんだけど、全体をリードして責任を持って対応できる場所がない。関係部局の取組状況が書面で列挙はされていても、単に列挙されているだけで、部局の垣根を越えて連携をして課題に取り組む姿勢、こういうものが薄いように私は感じました。

私の本音では、リーダーシップを取る専門の部署を是非大臣につくってほしいということなのでありますけれども、マンパワーの限界もあるかもしれません。そういったことが難しいのであれば、せめて、単にそれぞれの取組を確認するんじゃなくて、省内の連絡会議を真の意味で垣根を越えて難聴全般の課題や対応策を議論、検討する場にしていく、この省内連絡会議の実効性の向上を図る取組を是非していただきたいと思いますが、大臣の見解をお伺いいたします。

○後藤国務大臣 今委員からるる御指摘がありました難聴への対応、障害福祉の分野、母子保健の分野、健康診断や認知症対策等、あらゆる側面からの対応が必要とされております。

今委員からの御指摘のとおりでございます。平成二十九年七月に、難聴の方の支援について省内関係部局で情報共有等を行うための関係課長による連絡会議を、先生の御指導、御指摘を受けて設置をいたしております。

御紹介のありましたとおり、四回の開催をし、早期発見、早期療育に関する取組等の進捗状況の確認等は行ってきております。

第四回会議で議題といたしました難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針については、近々取りまとめを行う予定でございます。取りまとめ次第、地域における取組を促進するために会議をまた新たに開催する予定でございます。

今、この会議等も含めて、もっともっとしっかりと実効性の高い政策を推進していくべきだという今強い御指摘を受けたわけでございまして、本日の議員の御指摘も踏まえて、しっかりとした取組ができるよう、引き続き省内で必要な検討も進めながら、この対策を推進してまいりたいと思っております。

○國重分科員 職員の皆さんは人員が限られている中で懸命に御奮闘されていると思いますので、是非、それぞれの力がうまく発揮しやすい体制の仕組み、こういったものを大臣のリーダーシップで整えていただきたいと思います。是非よろしくお伺いいたします。

次に、新生児聴覚検査についてお伺いいたします。

新生児聴覚検査の受検の有無について把握している市区町村は、今や九九・九%。皆様の取組で一〇〇%に近く今向上をしております。また、新生児聴覚検査の公費負担を実施している市区町村は五二・六%。まだ半分程度とも言えますが、ここ数年で大きく割合が向上しているんですね。いずれも着実な、大きな前進です。

そして、この新生児聴覚検査、厚労省の調査によりますと受検率は九〇・八%、残り九・二%が未受検者になります。この未受検の原因というのは一体何なのか。日本産婦人科医学会の調査では、公費負担がある地域とない地域での受検率に約一〇%の差があるとの指摘もありますが、こういったことも含めまして、未受診の原因について分析をして、全ての

新生児、赤ちゃんが新生児聴覚検査を受検する体制整備を強化する必要があると考えます。
見解をお伺いします。

○橋本政府参考人 聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、音声言語発達等への影響が軽減されるということで、新生児聴覚検査を実施するということは大変重要でございます。

厚生労働省といたしましては、新生児聴覚検査を推進するため、都道府県等に対しまして、通知や手引等をお示しして受検結果の把握をお願いしているわけですが、令和元年度における新生児聴覚検査の受検者数を集計している市区町村が全市区町村の九三・五%、それから当該市区町村での受検率が委員御指摘のとおり九〇・八%という状況でございます。どちらもここ数年少しずつ増えてきているような状況ではございますけれども、更なる向上を目指していく必要があるというふうに認識しております。

そういったことから、先ほど大臣からお答え申し上げましたような、現在取りまとめ中の難聴児の早期発見、早期療育推進のための基本方針案におきまして、新生児聴覚検査の実施状況の把握とその結果の集約を行うということ、自治体の方にきちんと取り組んでいただきたい内容ということで盛り込んでいただいております。

そういった取組を行いつつ、引き続き自治体の実施状況というものをしっかり確認しながら進めてまいりたいと考えております。

○國重分科員 是非よろしくお伺いします。

ここでまた、後藤大臣にお伺いしたいと思えます。

現状では、軽中等度の難聴児童、難聴のお子さんについての補聴器購入の助成というのは、各都道府県、市区町村に任されています。ただ、特に言語獲得をこれからする子供に限っては、障害手帳を持たない子供も幅広く補聴器等の助成対象とすべきじゃないかという指摘がされておまして、私も同じ意見であります。

もちろん、ほかの障害とのバランス、こういった考慮すべき事情があることは承知をしておりますが、難聴の子供に対して早期に適切な支援が行われた場合には、より有効に音声言語の発達を促すことが可能になっていることから、是非御検討いただきたい事項だと思っております。後藤大臣の御見解をお伺いいたします。

○後藤国務大臣 補聴器購入に関する国の補助制度としては、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度があります。同制度の支給対象は、先ほどから議論になっておりますけれども、身体障害者手帳の交付を受けている障害者、障害児ということになっております。

一方で、軽中等度難聴児は手帳の交付を受けておらないわけでありまして、補装具費の支給対象とならないことから、一部の自治体では補聴器購入費の助成を実施していることは承知しておまして、まさに先生の御指摘のとおりであります。

これについて、軽中等度の難聴児、難聴者を補装具費支給制度の対象とすることについてでございますけれども、支援する場合の医学的根拠だとか、身体障害者手帳の認定基準の他の障害種別の適用とのバランスとか、財源の確保などを踏まえた慎重な検討が必要で

あるというふうに考えております。

他方、今先生から御指摘の難聴児の支援については、今年度中に、軽中等度難聴児も含めまして、都道府県に、早期発見、早期療育を推進する体制を整備していただくための基本方針を作成することにしておりまして、具体的には、新生児検査等による難聴児の早期発見、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保、手話や人工内耳等の療育の選択肢についての保護者への適切な情報提供、こうしたことに取り組むこととしておりまして、障害に至らない軽中等度難聴児を含めて、しっかり支援してまいりたいと思っております。

○國重分科員 ありがとうございます。

様々な課題があること、承知をしております。すぐに即答できるようなテーマでもないということも承知をしております。その上で、是非、またしっかりとした御検討をいただければと思います。

今日は、障害に至らない難聴と難聴児に関する支援を取り上げさせていただきました。残り一問用意していましたけれども、ちょっと時間の関係で、もう終わらせていただきます。時間内に終わりたいと思います。

最後一言だけ、質問の代わりに、大臣に是非御理解いただきたいのは、私、障害に至らない難聴のことを取り上げています。難聴障害者に関してはいろいろ施策はあるわけですね。ただ、日本の難聴障害者に対する認定は、諸外国の基準に比べて非常に厳しいものになっています。だからこそ、そこに至らない軽中等度の難聴者の方に対してどのような対応を取っていくのかというのは、高齢化が進んでいく日本において極めて重要な課題と思っております。そういった観点で、先ほどの省内の連絡会議の実効性の向上を始め、是非、大臣にこの分野にも着目していただいて、力を入れていただきたいことをお願い申し上げます。私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

(以上)